

桑名市選挙管理委員会告示第11号

令和7年7月20日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第56条第1項及び同令第65条の13第1項により読み替えて適用する同令第56条第1項の規定により、桑名市の選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されている選挙人以外の選挙人が不在者投票の記載をする場所及び期間を次のとおり定めたので告示する。

令和7年6月24日

桑名市選挙管理委員会委員長 古賀 立

1 場所及び期間

不在者投票所施設	所在地	期間
桑名市役所 3階 総務課	桑名市中央町二丁目37番地	令和7年7月4日から 同年7月19日まで
多度地区市民センター 1階 ロビー	桑名市多度町多度一丁目1番地1	令和7年7月12日から 同年7月19日まで
長島地区市民センター 1階 ロビー	桑名市長島町松ヶ島38番地	

2 時間 午前8時30分から午後8時まで